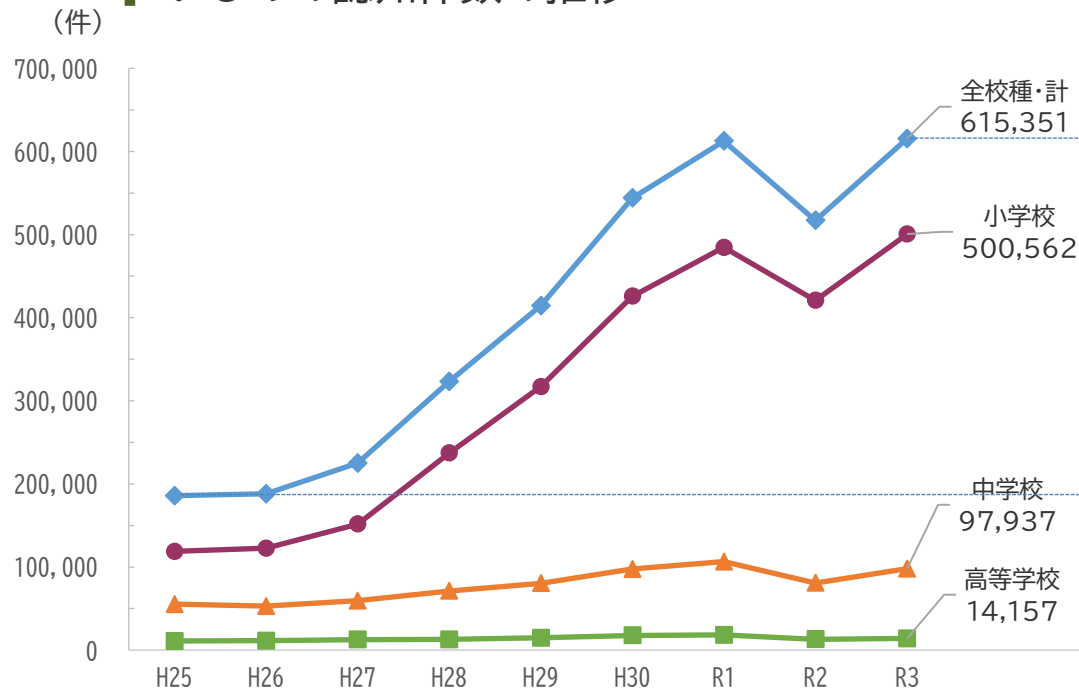


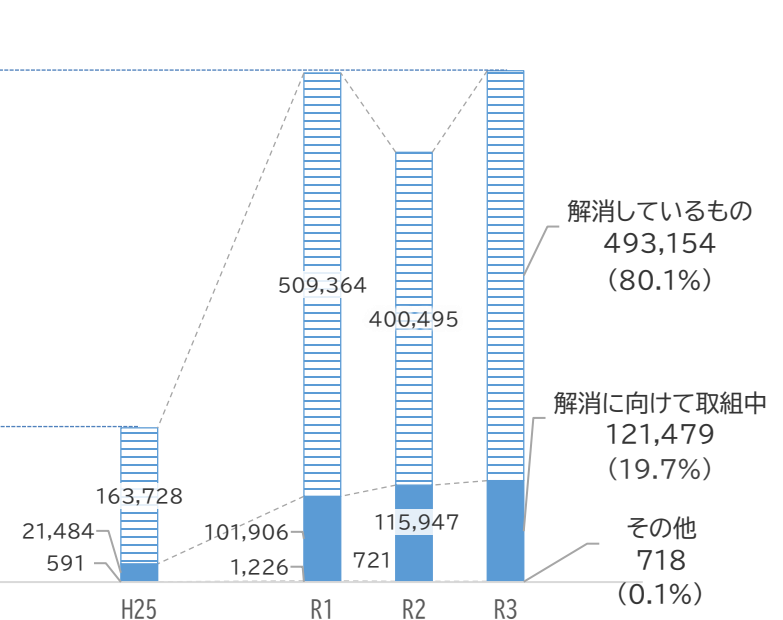
いじめの状況について

出典: 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

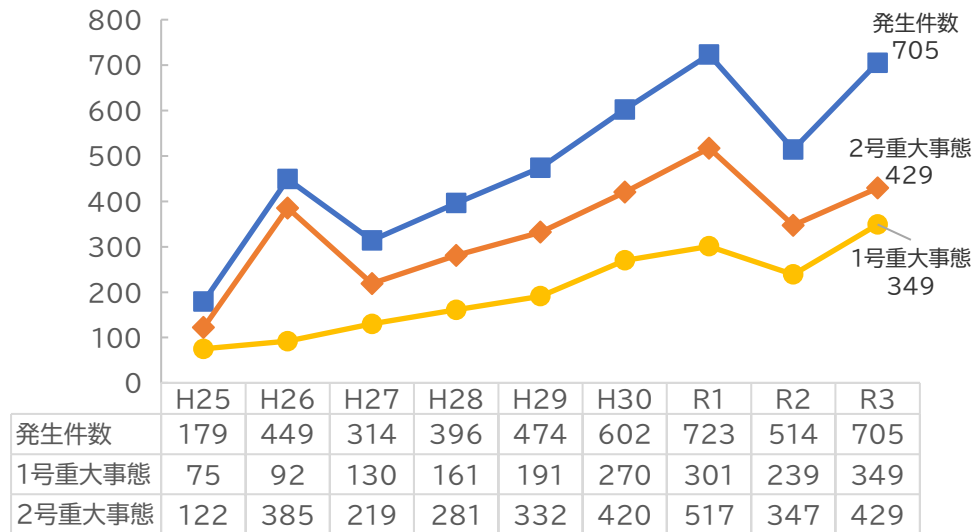
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件(前年度517,163件)であり、前年度に比べ98,188件(19.0%)増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件(前年度39.7件)である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件(80.1%)であった。

いじめの重大事態について

出典：令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

- 重大事態の発生件数は、705件(前年度514件)。
うち、法第28条第1項第1号に規定するものは349件(前年度239件)、同項第2号に規定するものは429件(前年度347件)である。
- 文部科学省では、いじめ防止対策推進法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に策定している。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数



	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
重大事態発生校数(校)	285	255	102	3	645
重大事態発生件数(件)	314	276	112	3	705
うち、第1号	158	122	68	1	349
うち、第2号	191	175	61	2	429

- ※ いじめ防止対策推進法第28条第1項において、学校の設置者又は学校は、重大事態に対処するために調査を行うものとして規定されており、当該調査を行った件数を把握したもの。
- ※ 1件の重大事態が第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。
- ※ 同法第28条第1項に規定する「重大事態」とは、
第1号「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。